

(19)【発行国】日本国特許庁(JP)
(45)【発行日】平成23年11月21日(2011.11.21)
(12)【公報種別】意匠公報(S)
(11)【登録番号】意匠登録第1427626号(D1427626)
(24)【登録日】平成23年10月21日(2011.10.21)
(54)【意匠に係る物品】農業用フィルム
(52)【意匠分類】K3-120
(51)【国際意匠分類(参考)】15-03、25-03、25-99
(21)【出願番号】意願2011-6347(D2011-6347)
(22)【出願日】平成23年3月19日(2011.3.19)

(72)【創作者】

【氏名】神田 泰孝

【住所又は居所】長崎県島原市原口町丙1103番地

(72)【創作者】

【氏名】岩永 晴信

【住所又は居所】長崎県島原市北安徳町丁978番地20

(73)【意匠権者】

【識別番号】511071762

【氏名又は名称】神田 泰孝

【住所又は居所】長崎県島原市原口町丙1103番地

(73)【意匠権者】

【識別番号】511071773

【氏名又は名称】岩永 晴信

【住所又は居所】長崎県島原市北安徳町丁978番地20

(74)【法定代理人】

【識別番号】511071739

【氏名又は名称】神田 稔

(74)【法定代理人】

【識別番号】511071740

【氏名又は名称】神田 恵美

(74)【法定代理人】

【識別番号】511071751

【氏名又は名称】岩永 順子

(74)【代理人】

【識別番号】240000039

【氏名又は名称】弁護士法人 衛藤法律特許事務所

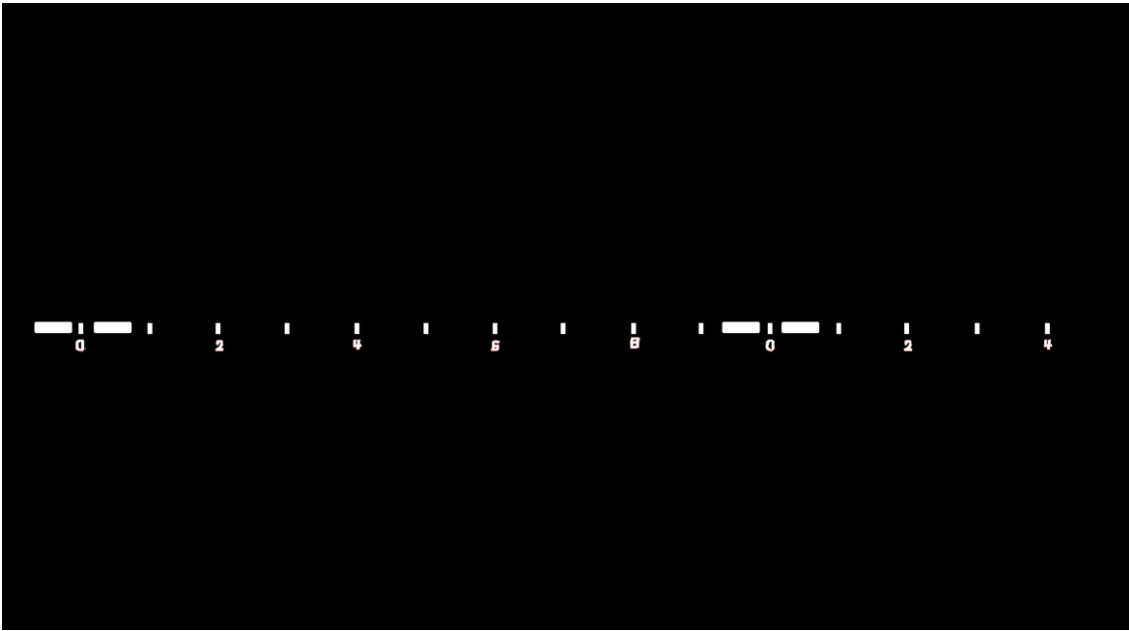
【審査官】吉山 保祐

(55)【意匠に係る物品の説明】物品は、農業用フィルムである。主に植物栽培において、土壌を被覆し、土壌水分などの栽培環境を整える働きをするものである。本物品は、通常、200m×1～1.5m程度で、厚さ0.02mmのポリフィルムが一巻きになったものであり、畑において、これを展張し、この外周の10cmほどに、土をかぶせて重りにして、風等で飛び去ることを防ぐようにして用いられる。

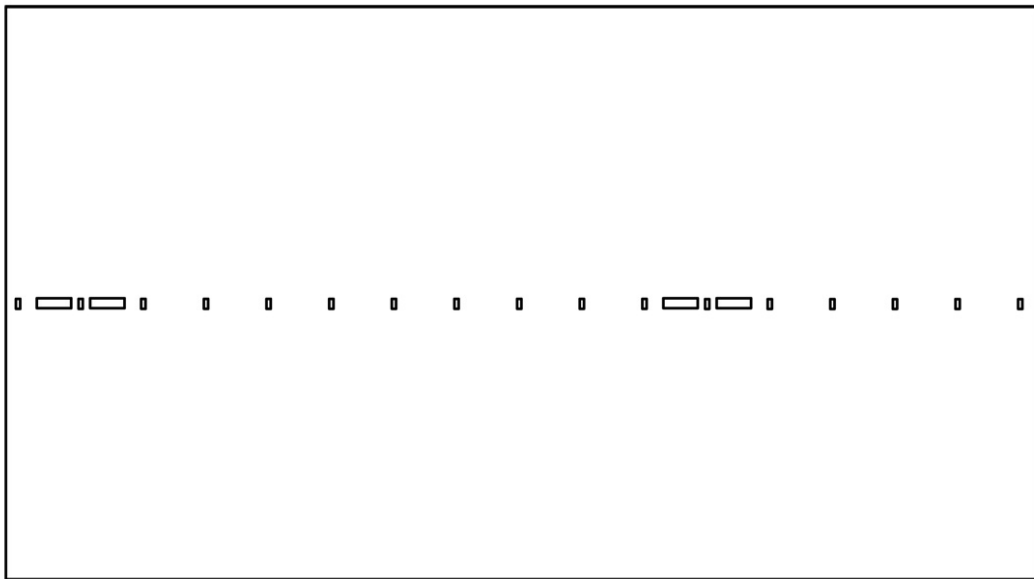
(55)【意匠の説明】本願意匠では、農業用フィルムの中央に、10cm刻みで目盛り(表面図、小さなほうの長方形)をつけた。同様に、1m刻みに横長の目印(表面図、大きなほうの長方形)を入れた。表面図では、横が約1.6m、縦が約1mであり、左右に連続している。これら目盛り、ないし目印は、参考図に示す通り、例えば黒と白など、フィルム生地と明確に区別され色分けされる。目盛り下には参考例に示した通り、例えば、0、2、4、6、8と20cm刻みに、長さの目安の数字を入れることができる。これらのデザインが、農業用フィルムに左右に連続的に繰り返しプリントされていることで、一定間隔(例えば、20cm)で穴を開け、そこに植物を植え付け、栽培を行うことが可能になるとともに、農業用フィルムの作業性と美感を高めた。

【図面】

【参考図】



【表面図】



【裏面図】

(3)

意匠登録1427626

